

平成20年11月25日

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

株主及び登録株式質権者の皆様へ

大阪市中央区北浜二丁目4番6号
大阪証券金融株式会社
取締役社長 堀田隆夫

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日より実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 決済合理化法の施行日における同法附則第8条第1項に定める通知対象株主等（機構をご利用されていない株主及び登録株式質権者様）について、同法の施行日以降、遅滞なく、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等同法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 通知対象株主等のために当社の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

住所：大阪市中央区北浜二丁目4番6号
名称：株式会社だいこう証券ビジネス

以上

（注）「特別口座」とは、株券電子化にともない、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。